

## 条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 21 年度

条 例 名		神奈川県立よこはま看護専門学校条例	
条 例 番 号	昭和49年神奈川県条例第57号	法 規 集	第8編第2章第3節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部地域保健福祉課		
条 例 の 概 要	神奈川県立よこはま看護専門学校の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	よこはま看護専門学校は、看護師を志望する者に対し必要な教育を行うための施設である。 この条例は、よこはま看護専門学校の設置、管理等に関し必要な事項について定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	よこはま看護専門学校は、開校以来多くの看護師を輩出しており、看護師の確保を推進するため、有効に機能している。	養成実績（卒業者） 平成 18 年度 72 人 平成 19 年度 77 人 平成 20 年度 65 人
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	この条例に規定する授業料等の額は適当であり、また、徴収の手続は効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	よこはま看護専門学校における看護職員の養成は、神奈川力構想実施計画の戦略プロジェクトである「保健・医療・福祉人材の育成・確保」の推進に必要な施策であり、県政の基本的な方針に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	保健師助産師看護師学校養成所指定規則に適合した内容が規定されており、かつ、地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めた条例であることから、憲法、法令に抵触しない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は認められず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無